

平成20年度 第2回 岐阜県後期高齢者医療広域連合運営懇話会

日時 平成21年1月26日(月) 14:00～
場所 じゅうろくプラザ 5階 小会議室1

1. 事務局長あいさつ

2. 懇話会

(1) 長寿医療制度のこれまでの主な改善策について

(2) 被保険者証の形状等の変更について

(3) 保険料の収納状況について

(4) 短期被保険者証・被保険者資格証明書交付の考え方について

(5) 保険給付の状況等について

3. その他

(1) 長寿医療制度のこれまでの主な改善策について 1 / 2

	平成20年3月以前	4月	5月	6月	7月	8月	9月
区分	H19.10.30 与党プロジェクトチーム とりまとめ	H20.4.1 法律施行		6.12 政府・与党とりまとめ	7.17 与党プロジェクトチーム とりまとめ		9.9 与党プロジェクトチーム とりまとめ
低所得者 3ページ参照				均等割のさらなる軽減 平成20年度：均等割7割軽減世帯 8.5割軽減 平成21年度：均等割7割軽減世帯 のうち、被保険者の全員が年金収入 80万円以下の世帯 9割軽減 所得割の軽減 平成20・21年度：所得の低い方 (年金収入153万円から211万円 まで)について、所得割を50%程 度軽減			
被用者保険 の被扶養者 4ページ参照	平成20年4月から9月 まで保険料徴収を凍 結、10月から平成21 年3月まで9割軽減				21年度も 実施が必要		平成21年4月から 1年間9割軽減
年金からの 支払い 5,6ページ 参照		4.15 第1回の年金 からの支払い		口座振替への切替 ・国民健康保険の保険料を確実に 納付した方(本人)が口座振替 により納付する場合 ・世帯主又は配偶者がいる方(年 金収入が180万円未満の方)で その口座振替により納付する場合	7.25 口座振替へ切替を可 能とする政令改正		平成21年1月施行の措置 ・75歳到達月に自己負担が増 加しないための特例の創設 ・自己負担割合が1割から3割 になる被保険者について1割 に戻すための基準の見直し
その他 7,8ページ 参照							

(1) 長寿医療制度のこれまでの主な改善策について 2 / 2

	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月	平成21年4月～
区分		11.18 与党プロジェクトチーム とりまとめ					
低所得者 3ページ参照		保険料軽減の財源 平成21年度以降の保 険料軽減について、全 額国費で対応する					均等割の軽減 (9割軽減) 所得割の軽減 (5割軽減) (平成20年度2次補正で計上) 平成22年度以降の財源につい ては、改めて調整
被用者保険 の被扶養者 4ページ参照							平成21年度も1年間9割軽減延長 (平成20年度1次補正で計上)
年金からの 支払い 5,6ページ 参照	10.15 第4回の年金からの支 払い(被扶養者等か らの年金の支払開 始)	口座振替の選択制 7月25日の政令改正 の2つの要件を撤廃 し、原則として口座振 替と年金からの支払い の選択制とする	12.25 口座振替の選択 制の政令改正				4.15 平成21年度第1回の年金からの支払い (口座振替の選択制をした方は、年金から の支払いが中止される)

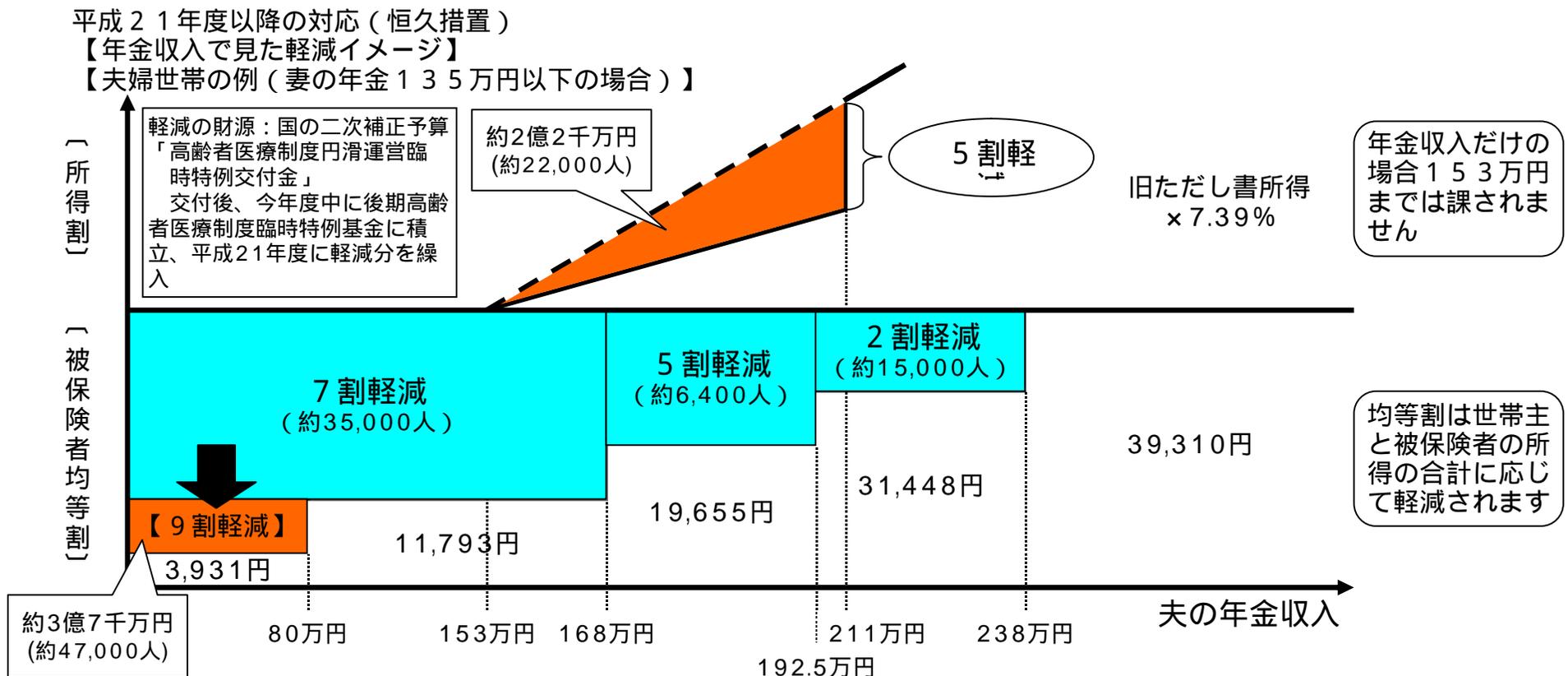
低所得者に対する保険料の軽減

【均等割】

- 平成20年度は、7割軽減世帯で8月まで年金からお支払いいただく方について、10月から保険料の徴収を行わず、また、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置としました。
(8.5割軽減。月額保険料は、全国平均で約500円)
- 平成21年度は、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の場合に9割軽減となります。(月額保険料は、全国平均で約350円)

【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には、年金収入153万円から211万円までの被保険者)について、所得割額を一律5割軽減します。



被用者保険の被扶養者の9割軽減措置の継続

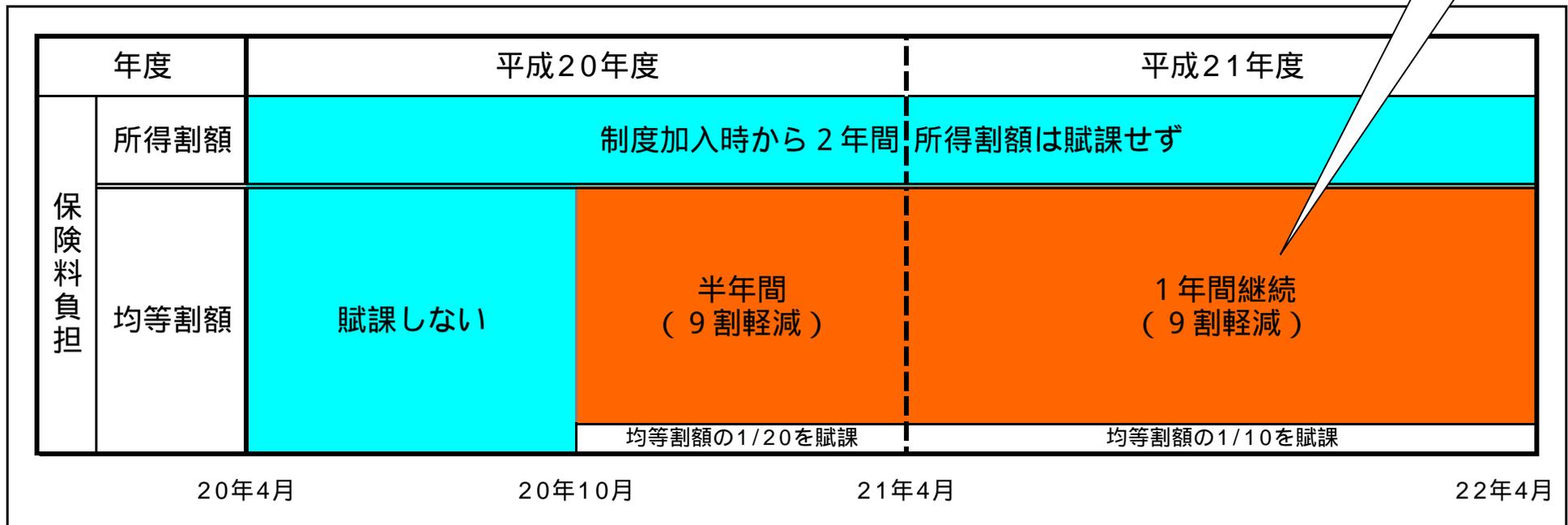
被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から2年間の軽減措置（均等割5割軽減）に加えて、

- ・平成20年4月～9月の半年間は凍結し、
- ・平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減します。

平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様に9割軽減の措置を継続します。
平成22年度以降については、今後検討することとなります。

軽減の財源：国の一次補正予算
「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」
交付後、今年度中に後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立、平成21年度に軽減分を繰入

約5億9千万円
(約34,000人)



低所得者に対する均等割の軽減（7割、5割）に重複して対象となった場合は、軽減割合の高いものを優先して適用することとなります。

年金からの保険料の支払いに係る改善

1. 年金からの支払いの仕組み

2ヶ月毎の年金支給の際に、公的年金から、2ヶ月分の保険料を引き落とし
平成12年に介護保険において保険料の年金からの支払いを導入

年金からの支払いの主な理由

被保険者に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしない
保険料の徴収に係る行政の余分なコストを省く

2. 年金からの支払いの対象者

公的年金の年額が18万円以上であり、かつ、介護保険料と合算した保険料額が年金額の1/2を超えない方
75歳以上の高齢者の約8割が対象



3. 保険料の口座振替

(1) 支払方法の口座振替への拡大

平成20年6月12日の政府・与党決定に基づき、以下のいずれかに該当する方は、年金からの支払いに代えて、口座振替を選択可能となりました。

ア これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった場合

イ 年金収入180万円未満の方で、世帯主や配偶者が本人に替わって口座振替で支払う場合

平成20年10月：年金からの支払い件数 約128,000件、

口座振替へ切り替えた件数 約1,600件



(2) 口座振替と年金からの支払いとの選択制の実施

平成20年11月18日の与党プロジェクトチームのとりまとめを受けて、上記ア、イの要件を撤廃し、原則として、全ての方について、4月から、口座振替と年金からの支払いとの選択により、保険料の納付ができるようになります。

4. 今後の年金からの支払いに係る対応

(1) 平成20年度均等割8.5割軽減の方について

平成20年度において均等割が8.5割軽減となり10月以降の年金からの支払いが中止された方については、平成21年度に保険料の徴収が再開されます。(平成21年7月から9月まで普通徴収を行い、10月から年金からの支払いとなります)
口座振替への切替が可能であること等を、市町村から対象者の方に対して、ダイレクトメール等により事前に周知します。

(2) 平成20年度に資格を取得した方について

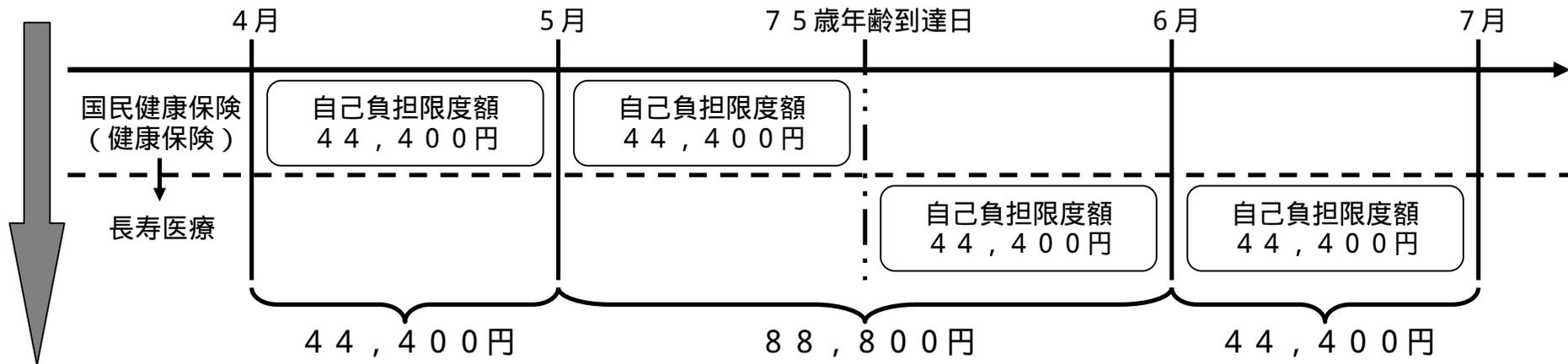
平成20年4月以降、新たに資格を取得した方のうち年金からの支払いを希望される方については、平成21年4月以降年金からの支払いが開始されます。
平成21年4月当初から、希望する方は口座振替にすることができるよう、市町村から対象者の方に対して、ダイレクトメール等により事前に周知します。

「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設

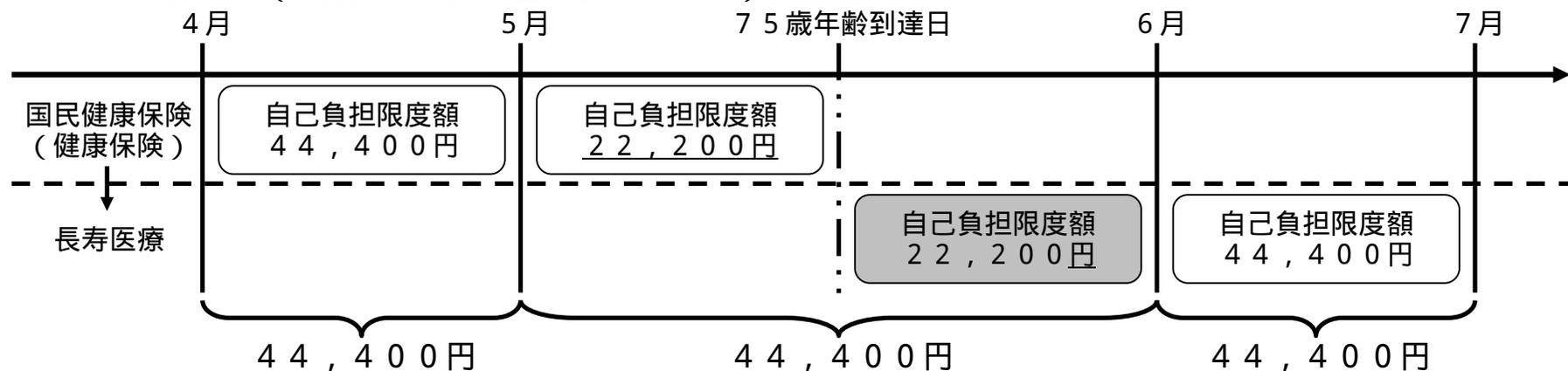
月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度に加入される場合、それまで加入していた医療保険制度（国民健康保険・被用者保険）で自己負担限度額まで負担し、長寿医療制度でも自己負担限度額まで負担することとなることから、被保険者の方から見れば、窓口負担の額が前月と比べて2倍となることが生じます。

よって、平成21年1月から、75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険）と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額を本来の額の2分の1に設定します。

これまで（自己負担限度額の区分が一般の場合）



平成21年1月1日～（自己負担限度額の区分が一般の場合）



毎月1日生まれの方は、誕生月に加入している制度が長寿医療制度のみであり、負担は増加しないため対象外となります。平成20年4月～12月に75歳になり長寿医療制度の被保険者となられた方にも、負担が増加した分を遡って支給します。

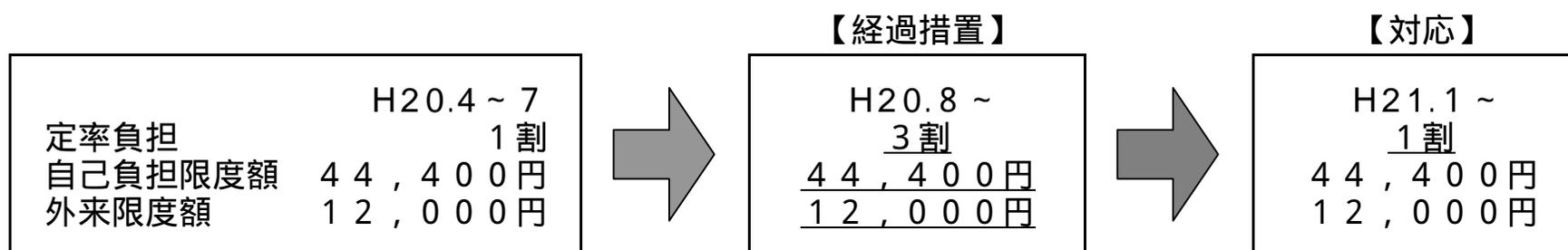
長寿医療制度の創設により新たに現役並所得者になる方への対応

長寿医療制度の創設により、現役並所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並所得者に移行する方（ ）が生じます。

これらの方は、平成20年8月からの2年間は、3割負担となりますが、本人及び同一世帯に属する70歳以上の方の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、自己負担限度額を一般並みに据え置く経過措置が設けられています。

また、平成21年1月から、上記の方が本人及び同一世帯に属する70歳以上の方の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、1割負担となります。

課税所得145万円以上及び年収383万円以上であり、同一世帯に他の長寿医療制度の被保険者がいない方で、かつ、本人及び同一世帯の70歳以上の方の年収の合計が520万円未満の方



(参考) 高齢者医療制度の見直しに当たっての基本的枠組み

平成20年12月17日

与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム

- 1．現在の長寿医療制度は、高齢者医療の安定的な確保を図るとともに、老人保健制度が抱える問題点を解決するために、10年に渡る議論を経て、制度化されたもの。
- 2．野党民主党が言うように単に制度を廃止し、元に戻すということでは、こうした老人保健制度の問題点が解決できないばかりでなく、現場が混乱し、保険料が下がった多くの方の負担が再び上がるうえに、本来の目的である高齢者の方の安定的な医療の確保ができない。
- 3．従って、自公政権合意を踏まえ、高齢者の方々の心情に配慮する中で、法律に規定する5年後の見直しを前倒しして、よりよい制度への改善を図ることとする。
- 4．見直しはこれまでいただいた様々なご意見等を踏まえ、高齢者をはじめ医療関係者、事業主や被用者、保険者、地方公共団体等多くの方々の意見を聞きながら、全世代の納得と共感が得られる枠組みについて、来春を目途に幅広い議論を進め、結論を得ることとする。

(2) 被保険者証の形状等の変更について

平成20年3月の制度開始前に約235,000人の方に被保険者証を送付しましたところ、被保険者証の形状等について多数の苦情を受けました。

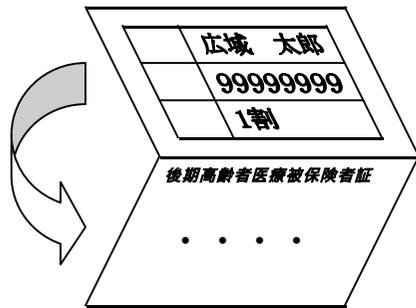
そこで、平成21年8月1日の更新の際には、高齢者の方の特性に配慮し、「氏名」・「被保険者番号」・「負担割合」等の情報を大きな文字で記載し、86ミリ×108ミリの裏面をラミネート加工した紙製のカードサイズを検討しています。2つ折りにすると現在の被保険者証と同じサイズになります。

また、併せて被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定証等が収納できるカードケースを配布します。

【被保険者証イメージ】

(表面)

(裏面) ラミネート加工



被 保 険 者 名	広 域 太 郎
被 保 険 者 番 号	9 9 9 9 9 9 9 9
負 担 割 合	1 割

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成〇〇年 〇月〇〇日

被保険者番号 99999999 住 所 岐阜県〇〇市×町□□番地△△号

氏 名 広 域 太 郎 性 別 男

生 年 月 日 昭和〇〇年 〇月〇〇日

資格取得年月日 平成〇〇年 〇月〇〇日

発 効 期 日 平成〇〇年 〇月〇〇日

交 付 年 月 日 平成〇〇年 〇月〇〇日

一部負担金の割合 1割

保 険 者 番 号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

印

後期高齢者医療被保険者証

注 意 事 項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に提出してください。また、輸出の届出をする際には、この証を添えてください。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。
5. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできません。
6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。

(3) 保険料の収納状況について

【平成20年度の保険料収納実績】

(単位：千円)

区分	特別徴収（年金から徴収）				普通徴収（納付書または口座振替で納付）			
	4月	6月	8月	10月	7月	8月	9月	10月
調定額 (A)	1,512,532	1,467,167	1,434,960	1,405,669	566,894	552,716	568,091	446,329
収納額 (B)	1,512,532	1,467,167	1,434,960	1,405,669	545,848	527,733	540,987	416,692
C：収納率 (B/A)	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	96.29%	95.48%	95.23%	93.36%

(単位：人)

調定人数	152,970	147,304	144,012	128,109	36,711	40,272	42,303	47,254
収納人数	152,970	147,304	144,012	128,109	34,630	38,351	40,282	43,088

(4) 短期被保険者証・被保険者資格証明書交付の考え方について

現在検討中

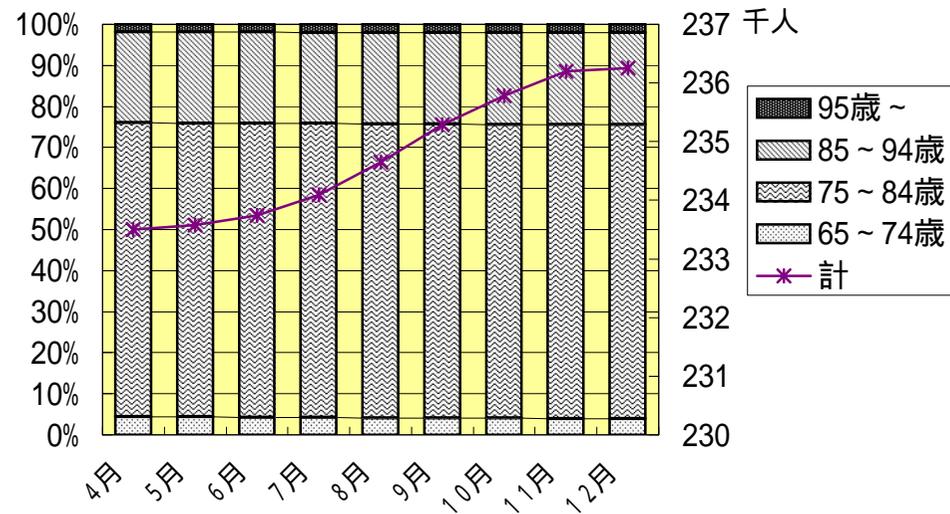
(5) 保険給付の状況等について 被保険者の状況

年齢区分別の被保険者の推移

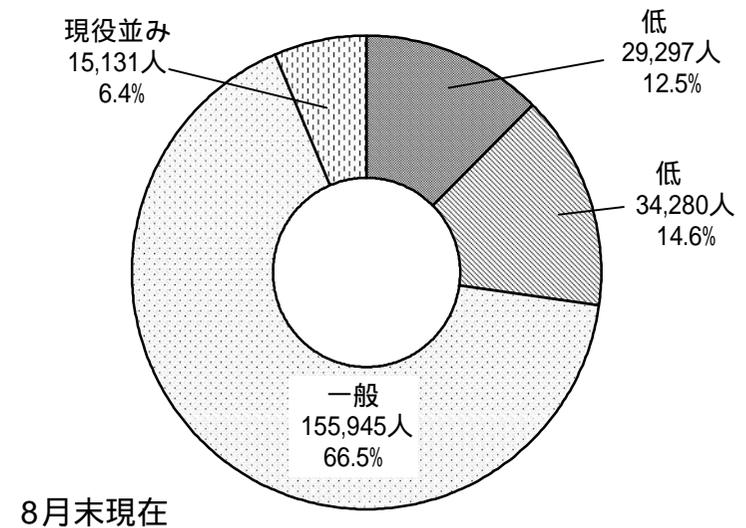
単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
65～74歳	10,343	10,172	10,048	9,874	9,706	9,593	9,459	9,332	9,249
75～84歳	167,036	167,162	167,229	167,534	167,904	168,351	168,788	169,074	169,296
85～94歳	51,587	51,697	51,887	52,091	52,391	52,632	52,773	52,980	52,916
95歳～	4,538	4,542	4,576	4,597	4,652	4,707	4,758	4,811	4,796
計	233,504	233,573	233,740	234,096	234,653	235,283	235,778	236,197	236,257

年齢区分別の被保険者数の推移



被保険者の自己負担区分構成

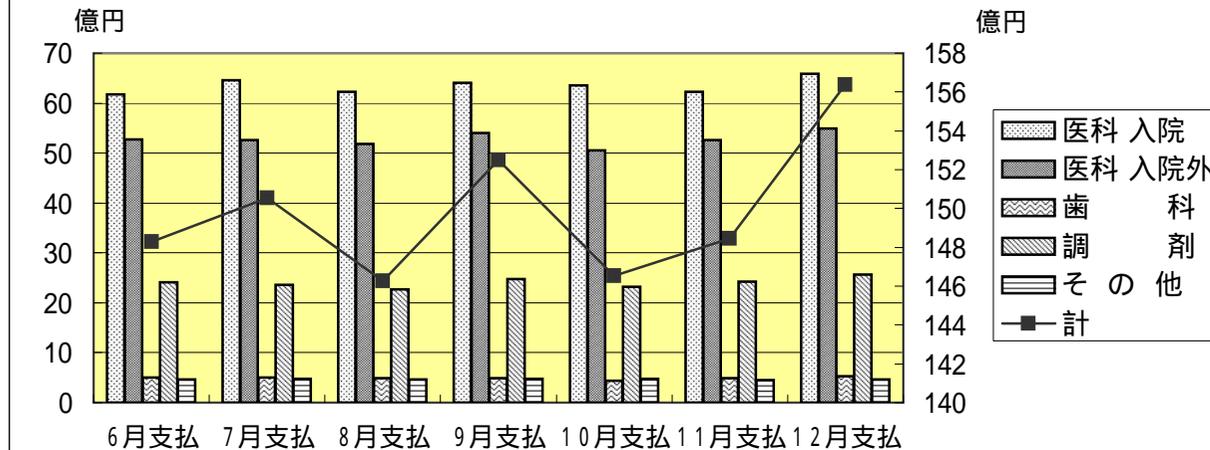


医療費の状況

月別医療費（一部負担金を含んだ医療費全体の金額）の状況

		5月支払	6月支払 (4月診療)	7月支払 (5月診療)	8月支払 (6月診療)	9月支払 (7月診療)	10月支払 (8月診療)	11月支払 (9月診療)	12月支払 (10月診療)
療養の 給付	医科	入院	6,178,182,060	6,454,864,420	6,230,785,000	6,403,854,320	6,354,364,520	6,221,867,980	6,587,129,570
		入院外	5,270,216,080	5,264,446,560	5,180,545,510	5,404,240,280	5,054,456,280	5,253,952,620	5,486,025,440
		計	11,448,398,140	11,719,310,980	11,411,330,510	11,808,094,600	11,408,820,800	11,475,820,600	12,073,155,010
	歯科	506,408,684	497,830,202	488,063,346	489,166,248	440,023,676	495,343,360	531,615,590	
	調剤	2,416,186,440	2,357,324,260	2,270,369,700	2,477,917,040	2,325,590,560	2,419,755,430	2,568,886,870	
	その他	458,598,550	480,216,148	458,174,450	473,006,778	480,134,226	455,938,126	463,825,526	
	計	14,829,591,814	15,054,681,590	14,627,938,006	15,248,184,666	14,654,569,262	14,846,857,516	15,637,482,996	
の療 支養 給費	柔道整復等		176,758,214	209,247,153	212,911,498	216,684,190	205,281,537	208,723,916	216,881,385
	補装具等	8,001,788	14,072,279	22,073,721	19,206,916	17,799,290	20,195,898	16,822,504	19,098,951
	計	8,001,788	190,830,493	231,320,874	232,118,414	234,483,480	225,477,435	225,546,420	235,980,336
合計		8,001,788	15,020,422,307	15,286,002,464	14,860,056,420	15,482,668,146	14,880,046,697	15,072,403,936	15,873,463,332

月別の療養の給付状況



参考

1人当たりの医療費の状況(1か月平均)

	被保険者数	医療費
平成17年度	254,883人	63,594円
平成18年度	244,088人	64,243円
平成20年度	234,375人	64,904円

平成20年度は12月支払分までの状況

平成19年10月1日以前は平成7年9月30日以前に生まれた方(障害認定者は除く)も対象であったため、75歳未満の方を含む。

医療費等の給付状況

月別給付状況（医療費から一部負担金及び公費負担を除く。）

		5月支払	6月支払 (4月診療)	7月支払 (5月診療)	8月支払 (6月診療)	9月支払 (7月診療)	10月支払 (8月診療)	11月支払 (9月診療)	12月支払 (10月診療)	12月末までの 支払状況	1人当たり (月平均)
療養 給付費	医科	入院	5,481,462,402	5,730,121,814	5,524,757,751	5,670,878,631	5,645,181,534	5,524,199,816	5,850,764,875	39,427,366,823	24,032
		入院外	4,665,592,735	4,661,105,484	4,586,211,247	4,784,601,115	4,479,932,639	4,656,541,159	4,863,981,643	32,697,966,022	19,930
		計	10,147,055,137	10,391,227,298	10,110,968,998	10,455,479,746	10,125,114,173	10,180,740,975	10,714,746,518	72,125,332,845	43,962
	歯科	447,108,500	439,828,129	431,081,931	431,959,004	388,673,061	437,689,984	470,494,687	3,046,835,296	1,857	
	調剤	2,142,203,724	2,089,444,228	2,012,564,982	2,197,134,288	2,062,154,454	2,146,366,983	2,279,346,951	14,929,215,610	9,100	
	その他	300,269,615	315,378,608	301,606,879	311,210,348	317,513,036	303,013,096	307,472,826	2,156,464,408	1,314	
	計	0	13,036,636,976	13,235,878,263	12,856,222,790	13,395,783,386	12,893,454,724	13,067,811,038	13,772,060,982	92,257,848,159	56,233
療養費	柔道整復等		156,602,056	185,348,271	188,602,189	191,939,095	181,785,456	185,081,578	192,356,823	1,281,715,468	781
	補装具等	7,099,832	12,420,068	19,525,863	17,090,787	15,747,285	18,073,322	15,020,671	17,215,430	122,193,258	70
	計	7,099,832	169,022,124	204,874,134	205,692,976	207,686,380	199,858,778	200,102,249	209,572,253	1,403,908,726	851
高額 療養費	現物給付		338,465,216	356,761,530	346,498,877	369,975,979	347,504,036	347,947,519	371,769,861	2,478,923,018	1,511
	償還払い				64,694,842	11,329,510	136,305,205	82,649,317	108,503,526	403,482,400	344
	計		338,465,216	356,761,530	411,193,719	381,305,489	483,809,241	430,596,836	480,273,387	2,882,405,418	1,855
小計		7,099,832	13,544,124,316	13,797,513,927	13,473,109,485	13,984,775,255	13,577,122,743	13,698,510,123	14,461,906,622	96,544,162,303	58,939
その他 の給付	葬 祭 費	31,000,000	46,950,000	56,700,000	48,700,000	48,400,000	51,200,000	52,550,000	56,450,000	391,950,000	
	(件数)	620	939	1,134	974	968	1,024	1,051	1,129	7,839	
合計		38,099,832	13,591,074,316	13,854,213,927	13,521,809,485	14,033,175,255	13,628,322,743	13,751,060,123	14,518,356,622	96,936,112,303	

初年度のため区分ごとにより分母となる月数は異なる。

保健事業の状況

ぎふ・すこやか健診の実施状況

単位:人

	平成20年度 当初計画	平成20年度実績見込		
		10月末 までの実績	11月～3月 までの見込	計
個別実施	49,050	16,648	10,414	27,062
集団実施	5,734	1,228	978	2,206
計	54,784	17,876	11,392	29,268

長寿・健康増進事業の実施状況

単位:円

市町村名	平成20年度 事業費見込	事業内容
高山市	743,750	温水プールを利用した健康づくり事業
輪之内町	52,500	健康増進に関するリーフレットの提供
白川村	285,331	転倒による骨折予防に着目した筋力トレーニング

医療費通知の実施状況

通知診療月 4月診療分
 発送年月日 平成20年12月17日
 発送件数 191,366件
 3月に第2回目の通知を発送予定

高額介護合算療養費の概要

医療費の一部負担や介護保険の一部負担が一定以上になった場合は、それぞれ高額療養費や高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費が支給され、その負担軽減が図られていますが、両方の負担を長期間にわたって重複して負担されている世帯については、なお重い負担が残っていることがあります。

このため、医療と介護の1年間の自己負担額の合算額について限度額を設け、家計の負担軽減を図ることを目的に創設された制度です。(平成20年4月診療分から適用されますが、実際の給付は平成21年秋以降になります。)

長寿医療制度と介護保険の合算の場合の自己負担

	基準限度額 (8月1日から翌年7月31日まで)	
		初年度特例
現役並み所得者	67万円	89万円
一般	56万円	75万円
低所得者	31万円	41万円
低所得者	19万円	25万円

初年度のみ平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16か月間を対象とするため

高額介護合算療養費の支給イメージ

